

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和4年2月16日

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社D I V I N E
	代 表 者	代表取締役 小椋 亮 (おぐら りょう)
	主たる事務所	東京都墨田区文花二丁目13番3号ラフィスタ押上405
	免許年月日	平成29年5月19日 (当初免許年月日 平成29年5月19日)
	免許証番号	東京都知事(1)第100580号
聴 聞 年 月 日	令和3年12月17日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止15日間	
業 務 停 止 期 間	令和4年3月2日から令和4年3月16日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第65条第2項第4号 (報告命令の拒否による業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、平成30年4月21日付けで、自ら売主として、買主Aとの間で、横浜市所在の土地建物2物件、川口市所在の土地建物1物件の売買契約を締結した。</p> <p>この業務について、令和3年7月14日に、被処分者に対して、法第72条第1項の規定に基づく調査を実施した。被処分者は、報告事項の一部について、同月21日までにを行う旨を約したが、当該期日までに報告を行わなかった。</p> <p>このため、令和3年8月から10月までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告を求めたが、被処分者は、正当な理由なく報告命令に従わなかった。</p> <p>このことは、法第65条第2項第4号に該当する。</p>	